

# 小さないのちを 守れる職場に

妊娠者1名につき、体育代替を配置する要求は、30年の長きにわたり、埼玉県教職員組合女性部が求めてきた権利です。2016年にやっとその要求が実現しました。

しかし、さいたま市は、18学級以下という条件が付いています。妊娠者の労働軽減に学校の規模は関係ありません。

小さないのちを守っていく  
制度の充実を強く求めます。



## 体育代替講師措置

小学校・・・19学級の学校で2人以上の妊娠者がいる場合、非常勤講師を配置。

中学校・・・体育科教諭が妊娠した場合、週13時間非常勤講師を措置。妊娠23週までは4週間に1回

※配置に時間がかかります。妊娠がわかったら、母性保護のため、すぐに措置を求めましょう。

## 妊娠の休息又は補食のための職専免

妊娠中の教職員が母子保護法に規定する保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため適宜、休息又は補食する場合、その都度必要と認める時間、職専免が取れる。

## 妊娠養護教諭対応非常勤講師配置

養護教諭が妊娠した時、繁忙期（4～6月）に母体保護のため非常勤講師が措置される。週25時間。養護教諭一人配置校に限定。※県は限定なし